

感染症療養報告書の提出について

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の感染力の強い病気は、学校においては、学校保健安全法施行規則で出席停止期間が定められています。

診断を受けた場合は、規定の出席停止期間は療養し、医師の指示のもと十分に回復してから登校してください。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、登校する際に保護者の方が下記の「感染症療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようご協力をお願いします。その他の感染症は、医療機関で発行された登校許可書を学校にご提出ください。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（症状出現の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

保護者の方が記入

川崎市立南生田中学校長様

感染症療養報告書

年 組 生徒氏名

■発症日（発熱日）

令和 年 月 日

■受診日

令和 年 月 日

■診断名（当てはまるものに☑）

☐ インフルエンザ（ 型）

☐ 新型コロナウイルス感染症

■受診医療機関名

■出席停止日数目安表

発症日からの 日数	月日（曜日）	体 温 ※1	解熱日に ○を記入 ※2
0日目 （発症日）	/ ()	℃	
1日目	/ ()	℃	
2日目	/ ()	℃	
3日目	/ ()	℃	
4日目	/ ()	℃	
5日目	/ ()	℃	
6日目	/ ()	℃	
7日目	/ ()	℃	
8日目	/ ()	℃	

※1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可

※2 解熱日（○）の後、新型コロナウイルス感染症は1日、インフルエンザは2日間出席停止

上記のとおり、決められた出席停止期間を経過し、かつ体調が回復したので登校します。

年 月 日

保護者氏名